

千葉県高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託
プロポーザル（企画提案）募集要項

目 次

1 プロポーザル（企画提案）の目的	P. 2
2 委託業務の概要	P. 2
3 参加資格要件	P. 3
4 契約締結までのスケジュール	P. 4
5 参加手続き	P. 5
6 事業者の選考方法	P. 9
7 企画提案の無効に関する事項（不適合事項）	P. 12
8 契約方法	P. 13
9 その他留意事項	P. 13
10 問い合わせ先	P. 14

千葉県保健福祉局高齢障害部高齢福祉課
令和5年1月20日

1 プロポーザル（企画提案）の目的

令和5年度に、老人福祉法及び介護保険法に基づき3年を1期とする「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）」（以下、単に「計画」という。）を策定する。

計画においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急激に減少する2040年を見据え、人生100年時代を迎える中での千葉市の高齢者を取り巻く現状を把握し、課題を整理・分析するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で心豊かに自立した生活を送れるよう、保健福祉施策の方向性及び必要な取組み等を検証し、地域包括ケアシステムの構築・強化を目指すものとする。

また、介護予防・健康づくり、重度化防止に向けた取組みを推進するものとする。

計画策定には、専門的な知見が必要不可欠であり、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした企画提案を広く求め、より効果的な策定支援ができる業務委託先を選定するため、本募集要項に基づきプロポーザル（企画提案）により業者選定を行う。

2 委託業務の概要

（1）業務名

千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（4）委託料の上限額

6,380,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

（5）支払条件

完了検査後、一括払い

（6）履行場所

千葉市及び千葉市が指定または承認する場所

（7）業務担当課

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

3 参加資格要件

本企画提案に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 次のア又はイいずれかの要件を満たす者

- ア 参加申込書提出時に、令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登載され、かつ、希望業種情報について第1希望「調査・計画」として登録されている者
- イ 参加申込書提出時に、令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿には、未だ登載されていないが、参加申込書提出時点で、上記アに定めた希望業種情報で現に登録申込み中であり、令和5年2月2日（木）までに資格者名簿に登載が完了する者

(2) 平成29年度から令和3年度の過去5年度に、国又は地方公共団体の「老人福祉計画（又は介護保険事業計画）の策定又は策定等支援の業務」又は「老人福祉計画（又は介護保険事業計画）の策定に係る実態調査業務」の契約実績があり、契約実績を確認できる書類（契約書及び仕様書等）の写しを提出できる者

(3) 次の情報セキュリティ対策をすべて整えて実践しており、アについては確認できる書類の写しを提出できる者

- ア 情報セキュリティ関連の認証（ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001等）、プライバシーマーク又は品質管理の認証（ISO9001等）を取得していること。
- イ 情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ管理に関する規程類が定められており、その規程類に基づきセキュリティ対策が実践されていること。
- ウ 個人情報など重要な情報を取扱う作業について、工程ごとの作業責任者を明確にし、取扱者を限定するなど、情報漏えいや不正利用を防ぐための保護対策が実践されていること。
- エ 従業員に対し、情報セキュリティに関する教育が行われていること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
- イ 当該業務の企画提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続き開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- カ 当該業務の企画提案書提出日から事業者決定日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者氏名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けている者
- キ 消費税及び地方消費税、法人税を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

- ケ 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- コ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

4 契約締結までのスケジュール

本業務委託の契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

契約締結までのスケジュール（予定）

日付（令和5年）	内 容
1月20日（金）	プロポーザル（企画提案）募集要項の公表（ホームページ公開） 企画提案参加申込受付開始 質問の受付開始
1月25日（水）	午後5時 質問の受付締切
1月31日（火）	質問の回答（この日までに随時ホームページに掲載）
2月2日（木）	午後5時 企画提案参加申込書の提出期限
2月7日（火）	参加資格確認結果通知書の送付 企画提案書の受付開始 プレゼンテーション日時の通知（事前審査を実施しない場合）
2月21日（火）	午後5時 企画提案書の提出期限
3月7日（火）	事前審査の結果通知（事前審査を実施する場合） プレゼンテーション日時の通知（事前審査を実施する場合）
3月14日（火）	プレゼンテーション審査会候補日
3月15日（水）	プレゼンテーション審査会候補日
3月下旬	優先交渉者（契約候補者）の決定 プレゼンテーション審査の結果通知
令和5年4月1日	業務委託契約締結予定

5 参加手続き

(1) 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、別紙「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託仕様書」の内容を熟読するとともに、本募集要項「6 企画提案の内容に関する事項」を踏まえ、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出書類及び部数

	様式	内 容	部数	留 意 事 項
1	様式 1	企画提案参加申込書	1 部	
2	様式 2	誓約書	1 部	
3	様式 3	企業概要	1 部	
4	様式 4	委託業務の実施体制	1 部	
5	様式 5	業務実績	1 部	契約書及び仕様書の写しなど、実績を確認できる書類を添付すること。 「3 参加資格要件」の(2)の要件を確認する。
6	任意様式	情報セキュリティ関連の認証（ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001等）、プライバシーマーク又は品質管理の認証（ISO9001等）を取得していることが確認できる書類の写し	1 部	左記の認証を取得していることが確認できる書類の写しを提出すること。 「3 参加資格要件」の(3)アの要件を確認する。

イ 提出期限

令和5年2月2日（木）午後5時（必着・厳守）

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間で高齢福祉課において受け付ける。

郵送の場合は、封筒表面に「企画提案参加申込書在中」と朱書きし、簡易書留又は特定記録とし、上記提出期限必着のこと。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

エ 提出先

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課

(2) 質問受付・回答

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本募集要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出書類

質問書（様式6）

イ 提出期限

令和5年1月25日（水）午後5時

ウ 提出方法

- (ア) 電子メールで提出すること。持参、郵送、FAX、電話による質問は一切受け付けない。
- (イ) 質問書提出期限後の質問は、一切受け付けない。
- (ウ) 電子メールの件名は「法人名【高齢者保健福祉推進計画策定支援業務委託 企画提案質問書】」とし、質問書を送付後速やかに、提出した旨を必ず電話連絡すること。

エ 提出先

千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課

メールアドレス：korei.HWS@city.chiba.lg.jp

電話番号：043-245-5171

オ 質問に対する回答

令和5年1月31日（火）までに、随時、本募集要項と同じホームページ上にて公開する。

質問の回答内容については、回答を公開したことにより、本募集要項の追加又は修正とみなし、本市から質問者宛てに個別に連絡は行わないこととする。

質問の内容により、事業者選定の公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

(3) 企画提案書の提出

「企画提案参加資格確認結果通知書」により参加資格「有」の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

	様式	内容	部数	留意事項
1	様式7	企画提案提出資料	1部	正本1部
2	任意様式	企画提案書	11部	正本1部、副本10部

イ 提出期限

令和5年2月21日（火）午後5時（必着・厳守）

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間で高齢福祉課において受け付ける。

郵送の場合は、封筒表面に「企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留又は特定記録とし、上記提出期限必着のこと。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

エ 提出先

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課

(4) 企画提案書の内容

「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託仕様書」を熟読の上、次の項目のほか、本募集要項「4 事業者の選考方法」「(9) プレゼンテーション審査の審査基準」に含まれる項目を網羅すること。

ア 企画提案の趣旨

イ 実施体制・業務遂行能力

ウ 業務の実施方針について

(ア) 介護保険制度及び国の動向を踏まえた方向性

(イ) 千葉市の現行計画（第8期計画）や介護保険及び高齢者保健福祉施策の現状と課題等

(ウ) 千葉市の現行計画（第8期計画）の5つの基本方針（基本方針1～基本方針5）ごとに、次期計画（第9期計画）においてどのような見直しが必要と考えるか、見直しの提案

(エ) 千葉市の高齢者の将来像や介護保険及び高齢者保健福祉施策の方向性等の提案

(オ) 第9期計画の全体構成及び改善提案（章立て、内容、施策、ページ構成、レイアウト等）

(カ) 実施計画（スケジュール等）

エ 平成29年度から令和3年度の過去5年度における国・地方自治体の類似業務実績

（本募集要項「3 参加資格要件」(2)の契約実績）

オ 業務実施に係る見積書及び見積内訳書

カ その他、実施可能な策定支援等必要と考える事項

(5) 企画提案書提出に当たっての留意事項

ア 提出は、1者につき1提案とする。

イ 提案書の提出部数は、11部（正本1部、副本10部）とする。

ウ 仕様

(ア) A4版縦（横書き）を基本とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。

(イ) 文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

(ウ) 文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とする。

(エ) 図表等は必要に応じてA3版折り込みも可能とし、A4版2ページとして数える。

(オ) 言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他

通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。)、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法とする。

(カ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。

(キ) 提案内容（本文）は、ページ数に制限は設けないが、20分で説明できる内容とする。

エ 副本は、提案書の内容等から企業名が判別・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

オ 表紙には、以下を記載し、押印（正本のみ）すること。

(ア) 宛名：千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

(イ) 表題：千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託
企画提案書

(ウ) 提出年月日

(エ) 提案者名（正本のみ記載。副本には記載しないこと。）

カ 提案内容（本文）のうち、業務実施に係る見積については、本委託業務の総額の①本体価格（税抜）、②消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、③合計金額を明記すること。また、見積内訳については、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。

キ 正本（1部）は、押印・袋とじとすること。

副本（10部）は、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

ク 提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めないので、内容を十分に確認してから提出すること。

ケ 本企画提案は、あくまでも業務受注者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので、留意すること。

6 事業者の選考方法

(1) 審査方法

審査は、「資格要件の確認」、「事前審査」及び「プレゼンテーション審査」の3段階を経て行う。
ただし、「事前審査」は、「資格要件の確認」の結果、資格要件を満たすものが5者を超える場合に実施する。資格要件を満たすものが5者を超えない場合は、「事前審査」を実施しない。

(2) 資格要件の確認方法

本募集要項「5 参加手続き」「(1) 参加申込み」「ア 提出書類及び部数」により提出があった企画提案参加申込書等について、本募集要項「3 参加資格要件」の参加資格要件すべてを満たしているか確認する。

(3) 資格要件の確認結果の通知

企画提案参加申込書を提出した者には、令和5年2月7日（火）までに、企画提案参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付する。書面は追って郵送する。

また、事前審査の有無（「資格要件を満たしたものが6者以上のため事前審査を行う」か、「5者以下のため事前審査を行わない」か）もあわせて通知する。

なお、資格要件の確認結果に関する異議申立ては一切応じない。

(4) 事前審査の審査方法

事前審査は、「資格要件の確認」の結果、資格要件を満たすものが5者を超える場合に実施する。（資格要件を満たすものが5者を超えない場合は、事前審査を行うことなく、プレゼンテーション審査の対象とする。）

事前審査は、事務局が「(9) プレゼンテーション審査の審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、事務局による採点の合計点数の上位5者をプレゼンテーション審査の候補者とし、「(7) プレゼンテーション審査の開催の概要」で示すプロポーザル選考委員会の全委員による確認を経て、認められた者を「プレゼンテーション審査」の対象者とする。

なお、合計点数が同点の提案者が複数いる場合は、その中で見積価格の低い者を上位者とする。

(5) 事前審査の合計点の扱い

事前審査は、資格要件を満たすものが5者を超える場合に、プレゼンテーション審査の参加者を5者以内に選定する目的で行う。（事前審査の合計点や順位は、プレゼンテーション審査の評価に一切加味しない。また、事前審査の点数や順位の公表は行わない。）

(6) 事前審査の結果通知

企画提案書を提出した者には、令和5年3月7日（火）までに、事前審査の結果を電子メールにて送付する。書面は追って郵送する。

なお、事前審査の審査結果に関する異議申立て及び質問には一切応じない。

(7) プレゼンテーション審査の開催の概要

プレゼンテーション審査に参加することが認められた者の企画提案について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査は、「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託プロポーザル選考委員会設置要綱」に基づき設置している「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）」の委員が審査し、選考を行う。

ア 日時 令和5年3月14日（火）又は3月15日（水）
詳細な日時は、後日通知する。

イ 会場 千葉市役所本庁舎（新庁舎）の会議室（住所：千葉県千葉市中央区千葉港1番1号）
詳細な場所は、後日通知する。

ウ 出席人数 各者2人まで

エ 説明時間 各者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定

オ 説明に当たっての留意事項

（ア）パソコン及びタブレット等の持ち込み及び使用は可とする。

（イ）プロジェクター等の持ち込み及び使用は認めない。

（ウ）説明は、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。

（エ）プレゼンテーション審査は、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定により、非公開で行う。

(8) プレゼンテーション審査の審査方法

委員は、審査基準に基づき審査を行い、委員による採点の合計点数が最も高い提案者を優先交渉者（契約候補者）として選定する。

合計点数が最も高い提案者が複数いる場合（同点の場合）は、その中で見積価格の低い提案者を優先交渉者（契約候補者）として選定する。その際、見積価格も同額の場合は、委員長の合計点数が高い者を優先交渉者（契約候補者）として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。ただし、採点合計点数が最低基準点（満点の6割）に満たない場合は、委員による協議を行う。

(9) プレゼンテーション審査の審査項目及び審査基準

選考にかかる審査項目、審査の着眼点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

千葉県高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託 審査基準

No.	審査項目	審査の着眼点	配点			
1	提案趣旨	業務内容を理解し、取組意欲はあるか	10	10	10	
2	実施体制・業務の遂行能力	業務の実施体制は十分に整っているか（組織、責任者、技術人員等の充実）	5	10	10	
3		業務の遂行能力は十分に備わっているか（専門的知識、知見等の充実）	5			
4	計画期間における介護保険制度及び国の動向を踏まえた高齢者保健福祉施策の方向性	計画期間の介護保険制度について制度改正等の予定を把握しているか	10	20	65	
5		社会保障審議会介護保険部会等における国の動向及び方向性を把握しているか	10			
6	業務の実施方針 千葉市の現行計画や介護保険及び高齢者保健福祉施策の現状と課題等	本市の現行計画における課題の把握・分析の的確性・妥当性はあるか	10	20		
7		本市の高齢者保健福祉施策に関する理解はあるか	10			
8	千葉市の高齢者の将来像や介護保険及び高齢者保健福祉施策の方向性等の提案	国の動向を踏まえ、本市の2040年を見据えた提案の妥当性はあるか	10	10		
9	第9期計画の全体構成及び改善提案	国の動向を踏まえ、第9期計画に関する提案に効果的な工夫等はあるか	10	10		
10	実施計画	業務が計画どおり進展できる妥当性はあるか	5	5		
11	類似業務実績	本業務と類似する業務の経験、実績は十分あるか	5	5		5
12	見積価格	見積価格及び積算内訳は適切であるか	5	5		5
13	その他	実施可能な策定支援等評価できるものはあるか	5	5		5
合 計			100	100	100	

<評価の基準>

評価点 (配点10点)	評価点 (配点5点)	評価の基準
10	5	特に優れている
8	4	優れている
6	3	妥当
4	2	やや劣っている
2	1	劣っている
0	0	非常に劣っている・評価不能

(10) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーション審査に参加した者には、令和5年3月下旬に、選考結果を電子メールにより通知する。書面は追って郵送する。

なお、選考結果に関する異議申立て及び質問は一切認めない。

(11) プレゼンテーション審査の結果の公表

優先交渉者（契約候補者）の決定後、本市ホームページに、優先交渉者（契約候補者）については法人名及び点数を、その他の参加者については点数のみを掲載する。

7 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、事前審査、プレゼンテーション審査を問わず、該当すると判断した時点で無効又は失格とする。

- (1) 見積額が、本募集要項「2 委託業務の概要」「(4) 委託料の上限額」に記載する委託料の上限額を超過した場合
- (2) 企画提案書等の提出書類が、提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (4) 本募集要項を遵守しない場合
- (5) プレゼンテーション審査を欠席した場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合
- (7) 審査の公平を害する行為等があった場合
- (8) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があると市が判断した場合

8 契約方法

- (1) 優先交渉者（契約候補者）の決定後、優先交渉者（契約候補者）から改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに、予算の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 前項による交渉が不成立の場合は、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。
- (3) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則第29条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) 当該委託契約に係る令和5年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。

9 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、千葉市情報公開条例の規定に基づき開示請求があった場合、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、本企画提案選考期間は、同条例第7条第1項第5号の規定により、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報は、千葉市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

10 問い合わせ先

千葉県保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

電話：043-245-5171

FAX：043-245-5548

E-mail：korei.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：企画調整班 小野田、本吉

令和5年2月下旬に、高齢福祉課は、千葉中央コミュニティセンター1階から
千葉市役所（新庁舎）9階に引っ越します。

来庁される際は、ご注意ください。電話番号は、変更ありません。

【令和5年2月24日（金）までの住所】

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

【令和5年2月27日（月）からの新住所】

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所（新庁舎）9階